

## 西尾市民病院売店設置運営事業仕様書

### 1 事業名

西尾市民病院売店設置運営事業

### 2 目的

本事業は、西尾市民病院（以下「当院」という。）において、売店を設置することにより、当院を利用する方へのサービス向上と職員の利便性の向上を目的とする。

### 3 当院の概要

- (1) 施設名 西尾市民病院
- (2) 所在地 愛知県西尾市熊味町上泡原6番地
- (3) 建物概要 建物面積 26,176㎡ 地上6階建（一部7階建）  
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
- (4) 稼働病床数 335床
- (5) 診療科目 17科
- (6) 休診日 土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
- (7) 患者数（令和2年度実績）
  - ア 入院患者数 延 81,755人（1日平均224人）
  - イ 外来患者数 延153,769人（1日平均633人）
- (8) 職員数（令和3年10月1日現在）  
568人（正規職員及び会計年度任用職員。委託職員等を除く。）

### 4 事業実施施設の概要

- (1) 場所 管理棟1階
  - (2) 面積 109㎡（予定）
  - (3) 平面図 別紙のとおり
- ※隣接する食堂は、今年度末で閉店予定。

### 5 売店運営に関する条件

#### (1) 営業日及び営業時間

次の条件以上にて提案すること。なお、運営開始後における営業時間の変更については、当院との協議によるものとする。

- ア 営業日 原則年中無休
- イ 営業時間 午前7時から午後8時まで

(2) 取扱品目

- ア 飲食物（弁当、おにぎり、パン、お茶、菓子等）
- イ 日用雑貨品（下着類、介護用品等）
- ウ 新聞、雑誌、書籍類
- エ 切手、はがき、印紙等
- オ その他提案者が提案する商品

(3) 医療用材料

医療用材料の取扱いについては、別途協議に応じること。

(4) 取扱い禁止品目

酒類、タバコ類、公序良俗に反するもの、その他当院が療養に適さないと判断するもの

(5) 各種付帯サービス（対応の可否を提案書に盛り込むこと。）

- ア ATM
- イ 宅配便取扱い
- ウ マルチメディアコピー機
- エ キャッシュレス決済への対応
- オ 公共料金収納代行

(6) その他の提案

その他利用者の利便性向上につながるサービス、安定的な運営に寄与するサービスなどがあれば提案すること。

例示：自動販売機（飲食物）、入院セット（入院時に必要となる衣類・タオル・日用品・紙おむつ類） レンタルサービスなど

(7) 運営形態

運営形態は、コンビニエンスストア等運営会社の直営又はフランチャイズ方式のどちらかとする。ただし、フランチャイズ方式の場合は、運営者選定について事前に情報提供すること。なお、契約当事者は、コンビニエンスストア等運営会社とし、最終責任はコンビニエンスストア等運営会社にあるものとする。

(8) 仮設店舗

現行運営事業者の閉店から新店舗オープンまでの期間における仮設店舗の営業について、当院との協議に応じること。

(9) 留意事項

- ア 標準小売価格を上回らない価格設定とし、可能な限り安価な価格とすること。
- イ 営業時間内に欠品しないよう、適切な在庫管理を行うこと。

## 6 その他の条件

- (1) 各種法令に基づく営業に必要な申請・届出等は、運営事業者が行うこと。
- (2) 食品衛生法その他関係法令を遵守すること。
- (3) 衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の問題が発生した場合は、直ちに当院に報告の上、運営事業者の責任と負担において対処すること。
- (4) 貸付けを受けた部分について、指定された用途又は目的以外に使用してはならない。
- (5) 貸付けを受けた部分について、他の者へ譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、フランチャイズ方式の場合は、この限りではない。
- (6) 店舗及びその周辺は整理整頓し清潔に保ち、清掃、害虫防御等を実施すること。
- (7) 運営に伴い発生する廃棄物については、運営事業者の責任で適切に処理すること。
- (8) 当院が許可した場所以外では看板、貼り紙等の掲示を行わないこと。また、許可した場所であっても、看板等のデザイン、色彩及び配置等については、当院と協議の上、院内の他施設との調和を図ること。
- (9) 商品等の搬入・搬出における時間及び経路については、当院の指示に従うこと。
- (10) 車椅子や点滴スタンド使用者が利用しやすいように配慮すること。
- (11) 店内の改装工事及び大規模修繕など原形を変更する行為を行うときは、事前に当院の承認を得なければならない。
- (12) 従業員の駐車場が必要な場合は、駐車場の利用申請をすること。
- (13) 従業員の中から現場責任者を定め、責任体制を明確にすること。
- (14) 従業員に接客教育を実施し、常に良好なサービスの提供に努めること。
- (15) 従業員の健康管理を徹底し、感染症の予防に努めること。
- (16) 従業員は制服及び名札を着用し、清潔感のある身なりで接客対応すること。
- (17) 当院が実施する電気設備年次点検及びその他の点検等について協力を要請した場合は、全面的に協力すること。
- (18) 大規模災害の発生時、在庫商品を提供する等、当院への協力体制を整えること。
- (19) 毎年度終了後、前年度の収支実績を含む事業報告書を当院に提出すること。
- (20) 利用者からの苦情等については、誠意をもって対応し、その内容及び対応状況を当院に報告すること。

- (2 1) 利用者へのサービス向上を図るため、売店の運営等について当院と必要に応じて協議すること。
- (2 2) その他営業に際し必要な事項が生じた場合は、当院と協議すること。

## 7 契約条件・貸付料等

### (1) 契約方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238号の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けとする。

### (2) 貸付期間

ア 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とし、店舗等の撤去に伴う原状回復に要する期間を含む。

イ 貸付期間満了時の6か月前に、双方協議の上、5年間を限度として契約の更新を行うことができることとする。

### (3) 貸付料

貸付料については、当初契約時の5年間は社会情勢を考慮し免除とする。ただし、5年間を限度に契約更新する場合は、貸付料について協議の上決定することとする。

### (4) 光熱水費

光熱水費は運営事業者の負担とし、毎月、使用実績に応じた額を支払うこと。

## 8 費用負担

- (1) 工事負担区分については、現行運営事業者を含めた3者協議とする。
- (2) 売店の運営に係る一切の経費は、運営事業者の負担とする。
- (3) 従業員が職員駐車場を利用する場合は、西尾市職員駐車場管理要領により駐車場利用料金を支払わなければならない。
- (4) 契約期間が満了したとき又は契約期間の途中で契約が解除されたときにおける撤去及び原状回復に係る費用は、運営事業者の負担とする。

## 9 その他

本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。